

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 30日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県高砂市梅井5丁目1番1号

氏名 日本精化株式会社 高砂工場
工場長 山田 和寿

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 079-447-3642

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 日本精化株式会社 高砂工場

事業場の所在地 兵庫県高砂市梅井5丁目1番1号

計画期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①事業の種類

②事業の規模

③従業員数

④産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	別紙 1, 2 のとおり
(管理体制図)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		別紙 1, 2 のとおり
①現状	【前年度（令和 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の分別に関する事項		別紙 1, 2 のとおり
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】	別紙1, 2のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	1632 脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）
②事業の規模	製造品出荷額 546,908万円(令和3年度実績)
③従業員数	167人（令和4年3月末時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（3-1～4）参照

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<p>（これまでに実施した取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価物化の推進。 ・752 t 廃棄物減少。 ・試作発生廃棄物の有価物化 ・ポリ関係の分別による有価物化の推進。
②計画	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>前年度に比べ、生産量は約2%増見込みである。生産量増に伴い産業廃棄物発生量は増となる見込みであるが、前年度と同数量に抑える。廃棄物の分別による有価物化の推進及び製造方法の変更等により、発生抑制を継続推進する。</p>

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <p>生産で発生した廃棄物に品名をつけ、容器に表示し、産業廃棄物の種類ごとに区分保管を行う。</p>
②計画	<p>（今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <p>中和設備を有する弊社の他の事業所で廃酸、廃アルカリの自社処理継続。</p>

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

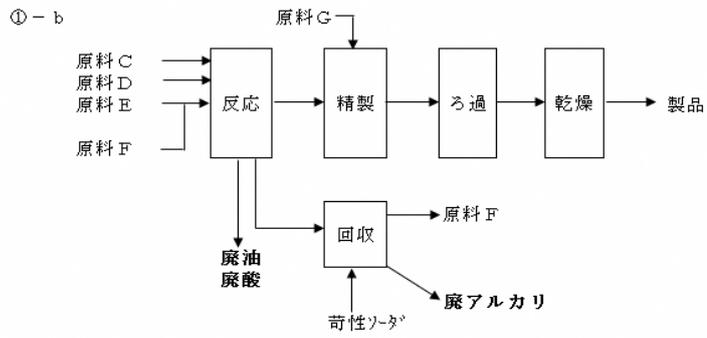
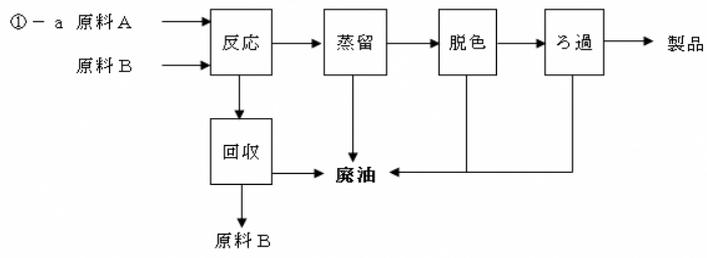
①現状	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・種類ごとに廃棄物の評価を行い、適正な処理方法を決定。 ・マニフェストに基づき、産業廃棄物の処理が適正に行われているか定期的な確認を実施。 ・委託先の許可証の定期的な確認と更新を実施。 ・2019年4月より電子マニフェスト化を開始した。
②計画	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・現状の管理を継続する。

(別紙3-1)

○ 産業廃棄物の一連の処理の工程

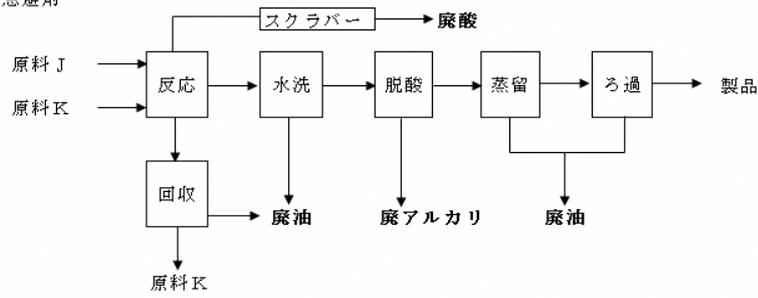
1. 製造フローシート

①化粧品原料

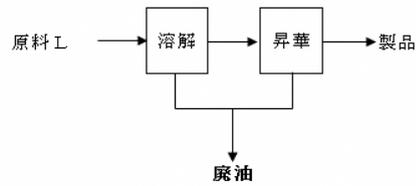


(別紙3-2)

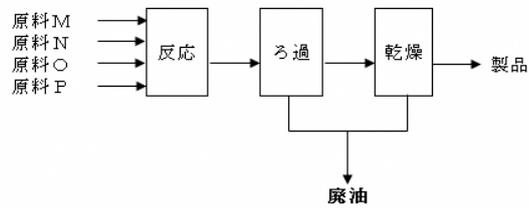
②昆虫忌避剤



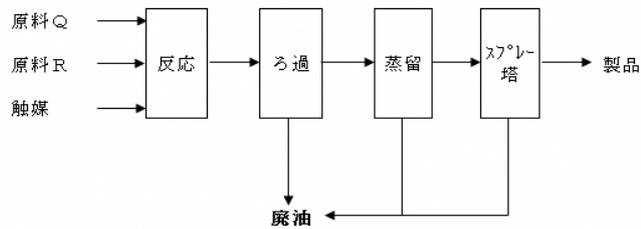
③医薬品原料



④医薬添加剤

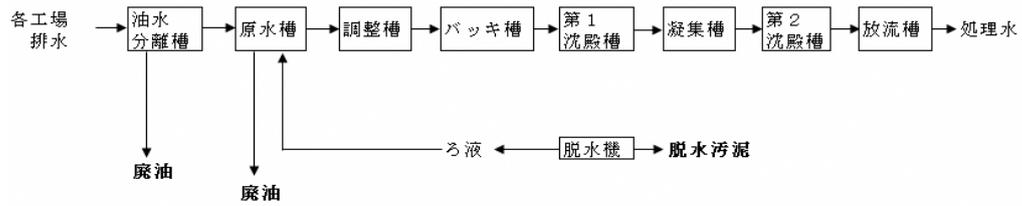


⑤ポリオレフィン用滑剤



(別紙3-3)

2. 排水フローシート



3. 他の廃棄物発生フロー

① ガラスくず

試験室、研究所等の試薬類の廃ガラス、各工場等の蛍光灯の廃ガラスなどを廃棄物処理業者へ委託処理。

② 金属くず

原料の容器及び設備のスクラップを廃棄物処理業者へ委託処理。

③ 廃プラスチック

原料の容器等から発生する廃プラスチックを廃棄物処理業者へ委託処理。

④ 木くず

原料入荷用木製パレットの木くずを廃棄物処理業者へ委託処理。

⑤ 事業系一般廃棄物

高砂市から許可されている処理業者へ委託して処理。

(別紙3-4)
○管理体制図

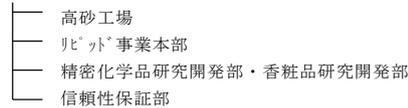
1. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

総括責任者		工場長
産業廃棄物 管理責任者		管理課長
産業廃棄物担当者		管理課員
役割	防火安全 委員会	廃棄物の処理に関する検討 ・産業廃棄物の削減、再利用等の推進 ・産業廃棄物の管理に関する事項 委員長：管理課長 委員：関連部署課長及び主任
	管理課長	・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ・処理業者、再生利用者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・マニフェストの交付・管理 ・監督官庁への各種報告 ・高砂従業員への教育・啓発 ・その他（廃棄物処理業者の実地確認等）

管理組織

高砂工場長 — 代理者：管理課長



(2) 管理体制

各事業部門を含めた高砂工場全体を網羅する管理体制を編成し管理強化に努める。

(3) 教育・研修

管理課長が廃棄物も含めた環境関係の情報入手に努め、上記「防火安全委員会」で研修会を持つ。必要であれば、全従業員を対象に研修会を行う。

(4) 情報公開

情報公開については、管理課を窓口にして受付し、報告回答等を行う。